

新宿区健康づくり行動計画推進協議会設置要綱

20 新 健 健 地 第 139 号

平 成 20 年 4 月 1 日

健 康 部 長 決 定

(設置)

第1条 心身ともに健やかに暮らせるまちの実現のため、新宿区の健康づくり施策の指針として策定した、新宿区健康づくり行動計画（以下「計画」という。）に基づく施策の実施状況の評価及び計画の策定に関し意見を述べるため、新宿区健康づくり行動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行管理に関する意見を述べること。
- (2) 計画の見直しに関する意見を述べること。
- (3) その他区民の健康づくりに関する意見を述べること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から、区長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者・医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・スポーツ関係者 8 人以内
- (2) 区民 2 人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、書面又はオンライン等の方法により開催することができる。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が公開することを不適當と認める

ときは、この限りではない。

(部会)

第7条 協議会には、第2条に掲げる事項につき意見を述べるため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員の報酬)

第8条 委員の報酬は、会長を日額 20,000 円とし、その他の委員を日額 10,000 円とする。

2 委員の報酬は、第6条第1項の規定により書面又はオンライン等の方法によって会議を開催する場合であって支給することができるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康部健康政策課が担当する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和7年度 新宿区健康づくり行動計画推進協議会委員名簿

|    | 氏 名     | ふりがな      | 所 属 等                                                |             |
|----|---------|-----------|------------------------------------------------------|-------------|
| 1  | 島 田 美 喜 | しまだ みき    | 社会福祉法人至誠学舎立川 児童事業本部<br>至誠こどもセンター 所長<br>至誠児童福祉研究所 副所長 | 学識経験者       |
| 2  | 曾 根 智 史 | そね ともふみ   | 国立保健医療科学院 名誉院長                                       | 学識経験者       |
| 3  | 市 川 香 織 | いちかわ かおり  | 学校法人東京農業大学 東京情報大学看護学部<br>看護学科 教授                     | 学識経験者       |
| 4  | 三 枝 昭 裕 | さいぐさ あきひろ | 新宿区医師会 理事                                            | 医師          |
| 5  | 長谷川 郁 夫 | はせがわ いくお  | 新宿区四谷牛込歯科医師会 副会長                                     | 歯科医師        |
| 6  | 土 方 孝 行 | ひじかた たかゆき | 新宿区薬剤師会 会長                                           | 薬剤師         |
| 7  | 稲 山 貴 代 | いなやま たかよ  | 公立大学法人 長野県立大学<br>健康発達学部 食健康学科 教授                     | 管理栄養士       |
| 8  | 小 林 昌 仁 | こばやし まさひと | NPO法人 新宿区ウォーキング協会統括理事                                | スポーツ<br>関係者 |
| 9  | 堀 家 睦 子 | ほりけ ちかこ   | 公募委員                                                 | 公募区民        |
| 10 | 高 橋 辰 實 | たかはし たつみ  | 公募委員                                                 | 公募区民        |